

令和3年第9回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年9月28日 開会

令和3年9月28日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和3年第9回教育委員会定例会

令和3年9月28日（火）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
報告第43号 令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和3年9月分）について
報告第44号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）について
報告第45号 令和3年度全国学力・学習状況調査結果について
報告第46号 新十津川町図書館業務について
- 5 議案審議
議案第17号 新十津川町奨学金等貸付条例施行規則の一部改正について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌 田 章 宏
主幹	媚 山 孝 裕
学校教育グループ長	石 井 秀 紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和3年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、近藤両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告に入る前に私から報告をさせていただきます。教育委員の改選につきまして、松倉教育委員さんが今月30日をもって任期満了となることから、去る9月14日開会されました第3回町議会定例会におきまして、熊田町長より、松倉教育委員の再任について人事案件の提案があり、議員さん全会一致で同意となりましたことを報告いたします。町長からの提案理由にもありましたように、松倉教育委員におかれましては、教育行政に関して優れた識見を発揮して、町の教育行政全般にご尽力いただいております。また、人格が高潔で地域からの信望が厚く、性格温厚にして判断力に富み常に信念を持って誠実に行動する人柄であるということが再任の理由として町長からも説明されておりました。松倉委員におかれましては、4年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎松倉委員

よろしく申し上げます。

◎久保田教育長

それでは、続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より説明を願います。

◎媚山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告をご覧いただきたいと思っております。令和3年8月26日から本日9月28日までの行事をまとめておりますので、主だったもの、事項のみご説明申し上げます。8月26日、長寿を祝う会がゆめりあホールで開催されました。今年は新型コロナウイルス感染症予防対策として規模を縮小し、参加者は節目の慶祝者に限定しまして、世話人合わせて62人が集まり、式典のみの開催となっております。

この席に久保田教育長が出席しております。続きまして、8月の定例教育委員会で報告しましたが、全国高等学校野球選手権大会夏の甲子園に南北海道代表でありました北海高校1年生、新中出身者である熊谷陽輝さんの父親が8月30日に出場結果報告に来庁

されております。続きまして、9月1日に第6次町総合計画策定委員会が開催されました。これにつきましては、第5次町の総合計画が今年度で終えることから、次年度からの第6次の総合計画の策定ということで委員会が開催され、教育長、鎌田事務局長が出席しております。また、行事報告書には記載はありませんが、ここで中学校部活動の活躍について報告いたします。8月26日から29日の4日間、札幌市のコンサートホールKitaraで北海道吹奏楽連盟主催による第66回北海道吹奏楽コンクールが開催され、27日の中学生C編成に新十津川中学校吹奏楽部が出場いたしまして銀賞に入賞していますことを報告させていただきます。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第43号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年9月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校、中学校ともに異動はなく、小学校311人、中学校159人、合わせて470人の在籍となっております。特別支援についても異動はございませんでした。以上、報告第43号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第43号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第43号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第43号令和3年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和3年9月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第44号令和3年度新十津川町一般会計補正予算(第4号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書5ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして6ページ、7ページをお開き願います。10款教育費、既定額624,714,000円、補正額4,295,000円の減額、補正後の計は620,419,000円でございます。1項教育総務費、2目事務局費、2項小学

校費、2目教育振興費、3項中学校費、2目教育振興費は財源更正のみでございます。

次に4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額140,090,000円、補正額751,000円の減額、補正後の計は139,339,000円でございます。財源といたしまして、公共施設整備基金繰入金1,001,000円を増額し、ふるさと応援基金繰入金1,752,000円を減額しております。内容は説明欄となりますが、6番、農村環境改善センター改修事業1,001,000円につきましては、本年度当初予算に計上しております実施設計業務が7月30日に完了し、改修工事の内容が大規模であること、確実な工事工程管理が必要であること、工事期間中における専門的な検討事項が多岐にわたる可能性があることから、工事監理が必要であるため当該経費を追加するものでございます。8ページ、9ページをお開き願います。10番、児童・生徒母村交流事業1,752,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止としたため、当初予算に計上しておりました経費を全額減額するものでございます。次に2目文化振興費、既定額6,972,000円、補正額3,000,000円の減額、補正後の計3,972,000円でございます。内容は説明欄となります。2番、芸術鑑賞事業3,000,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により「わんわんとあそぼうショー」の事業を中止としたため、当初予算に計上しておりました経費を減額するものでございます。次に5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額15,028,000円、補正額544,000円の減額、補正後の計は14,484,000円でございます。内容は説明欄となります。2番、社会体育推進活動事業544,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、第27回ピンネシリ登山マラソン大会を中止としたため、当初予算に計上しておりました経費を減額するものでございます。内容説明は以上となりますが、この補正予算案につきましては、町議会第3回定例会に提出をし、9月14日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第44号の説明とさせていただきます。

◎久保田教育長

報告第44号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第44号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第44号令和3年度新十津川町一般会計補正予算(第4号)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第45号令和3年度全国学力・学習状況調査結果について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書11ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして12ページをお開き願います。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されませんでした。今年度実施分について8月31日に公表されました調査結果の概要を報告いたします。まず、1調査の目的は、1つ目として、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析をし、教育施策の成果と課題を

検証しその改善を図る。2つ目として、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。3つ目として、以上のような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するというものでございます。2調査の対象は、小学校第6学年及び中学校第3学年でございます。3調査の内容は、教科に関する調査につきましては、小学校が国語、算数、中学校が国語、数学となっております。また、質問紙による調査も今年も行っております。4調査の方式は、悉皆調査で全児童生徒が対象となります。5調査期日は、今年5月27日木曜日に実施されました。6参加状況は、新十津川小学校46人、新十津川中学校58人でございます。7教科に関する調査の結果でございますが、(1)正答率及び正答数につきましては、この表は、平均正答率と平均正答数について、小学校と中学校に分けて全道平均や全国平均と比べてどうであるかを表しております。表の中の下2行の比較の欄でございますが、全道又は全国の平均を上回ったものは◎が記載されております。今回は、小学校の国語のみが全道平均及び全国平均を上回っておりますが、これ以外の小学校の算数、中学校の国語、数学は、全道、全国平均より下回る結果となっております。次に(2)標準化得点比較につきましては、全国の平均正答率を100としたときの新十津川町の小学校、中学校の得点でございます。

表の1番下段をご覧ください。今年度におきましては、小学校の国語が100でございますが、小学校の算数、中学校の国語、数学は100以下の結果となっております。次に13ページの(3)学習指導要領の内容別平均正答率でございますが、小学校の国語は、目的や意図に応じて自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫するという部分の書くことと言葉の特徴や使い方に関する事項、そちらにつきましては、全国の平均正答率を上回る結果となっております。小学校の算数は、測定の部分ですが、こちら統計的に問題解決するためにデータを分類整理しデータの特徴や傾向が読み取ることができる、設定した問題に対して集めるべきデータを判断できる、その辺の項目としてそちらだけが全国の平均正答率を上回る結果となっております。下のチャート図につきましては、調査結果を全国、全道平均と各教科の問題を区分ごとに比較したものでございます。14ページをお開き願います。こちらは中学校の結果となります。中学校の国語につきましては、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項、こちらは文脈に則して漢字を正しく読むですとか、事情や行為などを表す多様な語句について理解することができるなどを判断するものでございますが、全国の平均正答率よりこちらは上回った結果となっております。中学校の数学につきましては、関数、表やグラフから必要な情報を適切に読み取ることができる、それと資料の活用、こちらは与えられたデータから中央値を求められるですとか、データの傾向を的確に捉え判断の理由を数学的な表現を用いて説明するという部分ですけれども、こちらが全国の平均正答率より上回った結果となっております。続きまして、15ページの(4)児童生徒質問紙の結果の経年変化の状況でございますが、学習習慣、学習環境等の質問では、家で自分で計画を立てて勉強をしているかの質問に、よくしていると回答した小学生は45.8%と前回より減少、中学生は29.3%となっております。前回より増加しております。ともに全道、全国より上回っております。次に学校の授業時間以外に普段1日当たりどれぐらいの時間勉強をしますかの質問に対しては、1時間以上勉強していると回答した小学生は60.5%と前回とほぼ変わらずで全道、全国ともほぼ変わっておりません。中学生は65.3%と前回より増加しておりますが、ともに全道、全国より下回っている状況でございます。ほかに人の役に立ちたいと思っていると回答した小学生については62.5%と前回より減少、こちらは全道、全国より下回っております。一方、中学生は75.9%と前回より増加しております。全道、全国より上回っております。次に16ページをお開き願います。こちら児童生徒質問紙

の中の質問でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う質問の内容でございます。1つ目が、学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じていたかの質問に対しまして、当てはまる、どちらかと言えば当てはまると回答した小学生、中学生については、それぞれ半数以上の結果となっております。また、学校が休校していた期間中、計画的に学習を続けることができたかの質問に対しては、当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した小学生は半数以上の結果となっておりますが、中学生についてはどちらかと言えば当てはまらない、当てはまらないが半数以上の結果となっております。なお、この全国学力・学習状況調査結果につきましては、道教委では12月を目途に市町村別の結果を公表することで準備をされているということを申し添えさせていただきます。以上、報告第45号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第45号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

今、局長から説明がありましたとおり8月31日に公表がありまして、その結果を踏まえて、行事報告でも説明させていただきましたけれども、1日の日に臨時校長会を召集しまして、この全国学力・学習状況調査の結果について、先ほどの12ページの7番、教科に関する調査の結果ということで、全道と比較してどうか、全国と比較してどうか、あとこの(2)の標準化得点比較の数値を見ましても、近年の中では、全国平均を全部超えたときもあります。今年については、小学生の国語以外は、全国もですが全道を下回っている状況です。今までの中では、数値に一喜一憂するものではないのですが、今までから比較すると下降といいますか、結果が芳しくないということで、しっかりと小中学校の校長で、その分析と実践についてを周知したところがございます。そのようなことから、学校訪問をして教育委員さんからも、実際に校長から説明を受けさせていただきたいところだったのですけれども、今、緊急事態宣言中でございますので、来月、学校訪問でそのようなことも報告をさせたいと思います。小学校のほうでは、このような形で学校便りを号外で公表しておりまして、先ほど局長からも説明ありましたとおり、児童の質問紙の回答について、全国より高い場合、低い場合などここに記載し校長が分析しております。また、1番下の分析で書いておりますが、2行目にも書いておりますように、やはり家庭でのゲーム時間の長さを見つめ直す、あるいは新聞等に触れる機会を意図的に従事させる方策を立てるといふようなことで、いろいろな面で学校や家庭にもご協力いただきながら改善を進めていきたいということで、ここに記載している内容となっております。そんなことで、学力をしっかりと身につけるように学校全体で取り組むよう私からも、示達したことを付け加えさせていただきます。ご質問等あれば承りたいと思います。

また、議題とは違いますが、もう1点、標準学力検査というのも行っていて、NRTと言いますが、それらの分析についてこれも号外で出しているのですけれども、その中で、より6年生の国語と算数の傾向について、6年生を対象に、各学年分析しているのですけれども、それも参考までに、今後、詳しく学校から説明させていただきます。

これも号外ということで保護者へ、小学校は公表しているのですけれども、B面を開いて見てもらいたいのですけれども、6年生の国語の読むことというのが低いのです。6年生の標準学力検査を見たときに、国語の6年生の取組ということで、やはり敬語の使い

方も不十分だということが書いていますが、例えば2番目の「こうえん」という字がありますが、その同音の漢字の書き取りですとかの要するに読むことの面について理解をしていないことがあるのかと。そのような面については、朝自習を通じて強化をしていくと。また説明文の資料の読み取り、段落構成の理解など、特に主題や構成を読み取る力を付けるため、簡単な短い文章から読み取る力を付けていき、日常から読書など文章を読む機会を増やしていくということが大切だと、6年生の分析をしています。また、算数についても、少数と分数の関係について苦手という意識があって、特に三角形、平行四辺形の面積、立体の体積、五角形の内角の求め方などもピンポイントで再度復習して取り組ませていく必要や、グラフの分析をしっかりとできないということ、この2つの調査をみて、やはりそういうところが課題だというふうに分析して、今回は全国学力・学習状況調査については、6年生と中学3年生のみ対象ですが、こうした形の中で分析して改善に取り組んでいく必要があると考えているところです。

質疑、ご意見等ありませんか。

◎荒山委員

やはりテストを行って問題点を見つけて、それに対して今後どうするかという取組はいいと思います。今後どのように進めていくとか今後の対策ですとか、このような号外で示されたらこれに向けてどうするか。全体的なテストですから、たぶん数学が分からない生徒が分かるようになればどんどん良くなると。分からないところを分かるように改善していくという努力をすることと思います。

◎久保田教育長

学年が上がることによって、その学年ごとに中3までのNRTというのは分かっていますので、そういう分析をしながら行っていかなければならないと思います。

◎荒山委員

やはり数学は分かってくるとおもしろみも分かって、学習時間も増えてくるですとか改善されてくると思います。分からないからやらないとそういうことだと思うんです。

◎久保田教育長

協力してつまづきを解消するために、道費や町費の先生を配置し、T1、T2で行っている。そういう形でつまづいている子どもを解消するようにしているのですが、それでもつまづく子もいますので、そこをしっかりと行っていかなければならないと思っていますところでは。

ほかにどうですか。

◎松倉委員

荒山委員のおっしゃるとおりで、今後ともきめ細かく指導していただきたいと思います。

◎久保田教育長

10月の教育委員会的时候、学校訪問をして詳しくそれぞれ校長から取組について説明をいたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第45号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第45号令和3年度全国学力・学習状況調査結果については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第46号新十津川町図書館業務について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書17ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして、18ページの別紙をご覧ください。先月開催の定例教育委員会の際に、教育長から図書館の業務委託を進めることを報告させていただきました。その後、8月30日開催の議会の経済文教常任委員会に報告をいたしました。その資料及び内容につきまして報告させていただきます。

まず1としまして、現状の職員体制につきましては、館長が1人、正職員である給食センター長が兼務をしております。図書館で勤務する者として、副施設管理者が1人、司書が4人、事務職員3人で、全員、会計年度任用職員でございます。ほかに小学校、中学校に勤務する学校図書館司書が1人で、こちらも会計年度任用職員であり、兼務の正職員1人、会計年度任用職員9人分で合計10人体制でございます。このうちの会計年度職員9人分を委託とするものでございます。次に2の主な図書館の業務につきましては、窓口・カウンター業務、資料整理業務、配本、書架整理業務、おはなし会・行事等の企画・運営業務、本の選定業務、PR広報業務、管理業務、レファレンス業務、学校図書館支援業務などがございます。3の現状の課題につきましては、専門性を有する人材、図書館で言いますと図書館司書のように専門的な資格を持った人材の安定した確保が困難を期している。職員の長期離脱等があった場合等の代替りの職員の確保が困難を期している。職員体制の維持継続が困難につきましては、行財政改革や定員管理の適正化による正職員の補充抑制、事務の効率化による正職員数の減少で職員配置ができないことや、労働者不足により会計年度任用職員の応募がないなどで、適正な体制を維持継続することが困難を期しております。また、このように人がいないことで人探しや選考、採用等に係る業務の負担が増加をしている。勤務実績、休暇、社会保険、報酬等支出事務等、配置職員の煩雑な労務管理に係る業務負担が増加をしている。外部資源を活用した活性化やレファレンス機能の維持向上が必要など課題となっております。4の業務委託の目的としましては、図書館を将来にわたり安定的に運営していくためには、これらの課題の解消が必要でございます。図書館がこれまで培ってきた運営ノウハウや図書館業務に対する信頼を基盤にして、業務委託の導入により民間事業者の能力と活力を積極的に活用することでサービスの一層の向上が図られると考えます。更には、将来にわたり健全で安定し永続性を持ち、働く職員もやりがいを見い出せるよう、全体的に充実させるために業務委託は必要な方策であると判断したものでございますが、具体的な目的としましては、図書館司書など専門的な資格を持った人材を安定的に継続して配置する。待遇研修や業務上必要な法令に関する研修、専門職研修など、適切な研修を実施することで職員の資質向上が図られ、利用者サービスの向上を図る。職員の雇用、労務管理等に関する業務負担の軽減を図ることが主な目的でございます。5の業務委託による効果としましては、表のとおりでございますが、大きく区分しますと、サービスの向上、雇用の安定、事務処理軽減、財政効果、リスク管理軽減などが挙げられます。個別の主なものとしましては、安心・安全面及び専門性が保たれる。職員の長期雇用と資

質向上、育成、熟練が期待できる。民間事業者の良い意味でのノウハウが活用される。

現人材を継続的に雇用できる。人員確保、任用、労務管理業務がなくなる。行政と民間事業者の役割を分担することでリスクの軽減が図れるなどがございます。表の次に図を載せてございます。下の左側が現行といたしまして、人材確保が困難、経験者、有能者の長期確保が困難、労務管理業務負担の増加などが挙げられますが、右側に包括業務委託の効果等を挙げております。包括業務委託としておりますのは、先ほど業務委託の目的で説明しましたとおり、現行の図書館の業務の質を確保しつつ、より効率的かつ安定的な運営に関する観点から、図書館だけでなく学校図書館も併せて会計年度任用職員が担任する業務を民間事業者等に包括的に業務委託することから包括業務委託としております。委託することで変更と効果などにつきましては、そちらに載せておりますとおり、施設管理者の配置、現在は副施設管理者を配置しておりますが、こちらが施設管理者となるものでございます。学校図書館との連携強化、学校図書館支援事業として図書館司書が関わっておりますが、図書館司書と学校図書館司書が互いに行き来できるようにすることで連携を更に高めるものでございます。専門性を有する人材の安定確保としまして、こちらは基本を65歳までとするものでございます。柔軟な職員配置が可能、司書資格技術の確実な継承、専門性業務の維持向上、サービスの更なる向上につきましては、待遇、技能、マネジメント等の充実した職員研修が統一して実施されることがそちらにつながるものでございます。民間ノウハウ等の活用、工夫された特別行事等の企画実施、労務管理業務負担の軽減などがほかに挙げられます。この包括業務委託を導入することにより、効果としまして、人材の安定確保、サービスの維持向上、労務管理業務負担軽減が図れるのは間違いございません。一方で、費用につきましては、現職員の待遇は現給保証が前提となりますので、管理費や事業者の利益及び消費税を勘案しますと負担が増えることにはなります。しかしながら、具体的に金額としては見えませんが、正職員である館長が経常的に関わっている業務や職員の任用、更新、処遇に関する労務管理業務などもなくなりますので、それらに関わる部分の人件費換算をすると減額になる部分もございますので、一定の効果は見込まれるものと考えております。

教育委員会では、教育施設の行政改革推進としまして、これまでにふるさと公園内の体育施設、かぜのび、給食センターの調理業務、スクールバス運行等業務などにつきまして、指定管理又は業務委託を導入して進めてまいりましたが、費用負担が増えている部分がございますが、業務の改善や事務の効率化が図られ、サービスの維持向上にもつながっているものと考えておりますので、冒頭申し上げましたとおり、今回は直営施設の図書館につきまして実施するものでございます。最後に6の委託業務者の選定、要件、スケジュールにつきましては、委託業務の基本要件としましては、現状の良好な運営状態を継続させるため現職員を優先的に雇用すること、新規での雇用を行う場合は、地元採用と継続的な雇用とすること。サービスの維持向上、特別行事の実施など創意工夫をすることを最低条件とし、詳細は更に詰めてまいります。なお、委託事業者は、町民の皆様に対する行政責任を全うできる事業者でなければなりません。よって実力、資質、業務遂行能力、社員の待遇などを十分に審査し選定してまいります。スケジュールにつきましては、11月の経済文教常任委員会の際に委託業者の選定結果、また、教育委員会においても業者結果を報告させていただきまして、令和4年度予算に提案をし、予算可決後、見積合わせ、業務引継ぎ、4月1日から業務委託開始で進めてまいります。以上の内容を8月30日の経済文教常任委員会の際に報告をさせていただきました。また、8月31日に図書館で今勤務します職員に対して教育長のほうから委託の内容と、また、議会の委員会に説明した内容、今説明した内容の説明と、また、9月3日に学校図書館司

書に対しましても同じく説明をさせていただきましたので申し添えます。以上、報告第46号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第46号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

先日、報道で見ましたけれど、元日本ハムファイターズの田中賢介さんが作る新しい私学の小学校と雨竜町が連携協定を結ぶという話がありまして、なかなか新しい取組で非常に注目され、おもしろい取組と思っているのですが、実際どのように雨竜町の教育に役に立つのか、そしてまた雨竜の子どもたちが都会の子どもたちにどんな影響を与えるのか見させていただきたいなと思っております。いろいろな面で民間の力をお借りするといえますか、民間の活力を利用するというのはこれから当たり前ようになってくると思います。図書館の話ですが、例えば、著名な活動をしている書店の方等にいろいろなアドバイスをいただいて図書館運営に関わっていただくようなことはできないのかなど。1つのアイデアを検討させていただきたいなと思っております。この今の計画を見ますと、どうしても効率化ということを一に考えてのこのように見えてくるわけですが、やはりより多くの人に親しまれて利用されやすい施設にするためにはどんなことが必要なのか、これは今までの現状を打破するような民間の発想が必要になってくるのではないかというふうに思いますので検討のほどお願いします。

◎久保田教育長

実際の運営ということになりますと、今公募をしますので、司書や事務員について優先的に今いる方を任用する形になります。図書館長については、今現在図書館長は町職員で行っておりまして、施設管理者を今度置くという形で、運営の中で、素晴らしい方を呼んでレクチャー等をしていただくとかそのようなことは可能だと思います。

◎松倉委員

イメージとしては会社があって、その中に現場責任者のような方が、館長というか管理人というか分かりませんが、現場責任者が1人いるというような形でしょうか。

◎久保田教育長

そうですね。

ほかに何かございませんか。

◎荒山委員

例えば業者選定なのですけど、どのような業者が公募してくると考えているのでしょうか。

◎鎌田事務局長

今回、図書館だけでなく学校図書館も含めて複数の施設を包括的に、本町においては、図書館と学校図書館の2施設を業務委託をしたいということで、そうなりますと単独施設での業務委託をできる業者というのは複数あるのですが、包括的に業務委託をできるということは、結構全国的にも限られているような状況です。事業者の内容について

ては、いろいろ病院ですとかごみ処理ですとか戸籍窓口ですとか、いろいろな所を町内全体、庁舎内全体でそういったサービス業務を包括的に委託しているというような実績がある事業者が応募をしてくるだろうと見込んでいます。今は公募のために準備を進めているところなのですけれど、10月に入ってすぐ公募して、一週間ぐらいの期間を設けてというようなことで予定をしております。

◎荒山委員

その業者は、町内や道内に限らずでしょうか。

◎鎌田事務局長

そうです。

今、その包括業務委託を進めるうえで、個人情報保護がちゃんとできているかどうか、業者としての資格認証を受けているかどうか、そういったものを条件としますので、町内には受託できる事業者はございません。全道、北海道の中にはございます。

◎荒山委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第46号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第46号新十津川町図書館業務については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第17号新十津川町奨学金等貸付条例施行規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書21ページをお開き願います。22ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正に伴い、奨学生の選定期の見直しその他所要の改正を行うため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。

改正内容についてご説明いたします。23ページ以降に新旧対照表も載せておりますので併せてご覧ください。まず第2条第2項中の「前項の願書」を「第1項の奨学生願書」に改め、「書類」の次に「のうち、委員会が指定するもの」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に、2項として「前項の規程による奨学生願書の提出は、入学金の貸付を希望する場合は、当該入学金に係る学校の入学の日の前日までに行わな

ればならない。」を加えるものです。第3条第1項中の「より」の次に「予算の範囲内において」を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項といたします。第4条中の「前条第3項」を「前条第2項」に改め、第10条の奨学金等の借用証書に関する規定を記載のとおり改めます。第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条といたします。別記様式につきましては、改正に伴うものの改正、併せてその他の用字用語の改正をするものでございます。22ページをご覧ください。附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行いたします。なお、経過措置といたしまして、改正後の第10条の規定につきましては、この規則の施行の際現に奨学生である者についても適用するものでございます。以上、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第17号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第17号新十津川町奨学金等貸付条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ございますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和3年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 近 藤 陽 介